

ヘルシンキ・プロセスの進展
——東西緊張緩和への制度化に向けて——

吉川 元*
広島修道大学

**The Development of the CSCE Process:
Toward the Institutionalization of Detente**

Gen KIKKAWA**
Hiroshima Shudo University

SUMMARY

The Conference on Security and Cooperation in Europe (CSCE) in which 33 European countries, Canada and the United States participated, started in July 1973 and ended in August 1975 with the conclusion of the so-called "Helsinki Agreement". The Helsinki Agreement sets forth not only the ten principles that govern international relations among the countries, but also terms of cooperation in promoting economic exchange and the solution of humanitarian problems. CSCE later came to show rather unexpected development of the so-called "Helsinki process", a multilateral following up and process of cooperation based on the provisions of the Helsinki Agreement, thus contributing to the institutionalization of detente in East-West relations in Europe.

The aims of this paper are; first, to view the process of realization of the CSCE, originally proposed by the USSR and later joined by the West; second, to study the CSCE procedure and negotiation process; third, to discuss the dif-

* 広島大学平和科学研究センター客員研究員

** Guest researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

fering interpretations of some key issues of the Final Accord, including the question of “recognition of the status quo in Europe”, and the question of “the right to intervene” in human rights problems of other participating countries; and, finally, to analyze the development of the Helsinki process with particular emphasis on the two main issues of the process, that is, the human rights issue, and the issue of confidence building measures.

はじめに

1973年7月から全欧諸国（アルバニアを除く）及び米国とカナダの計35カ国によって開催された全欧安全保障協力会議（Conference on Security and Cooperation in Europe＝CSCE）は、1975年8月1日にヘルシンキで最終文書（いわゆる「ヘルシンキ宣言」）への合意に達した。この会議は、当時その規模において1815年のウィーン会議に匹敵するものとして注目されたのみならず、「欧州の戦後に終止符を打つ」ものとして、またデタントを象徴するものとして世界的に歓迎された。

戦後の冷戦下で二分された欧州の緊張を除去し、更には欧州における国際関係の再構築を目指したこのCSCEは、事実上「第二次大戦の平和条約に代わる歴史的役割」¹⁾を果たすものであったともいえよう。戦後、敗戦国ドイツが分裂国家として誕生し、それぞれ敵対陣営に属したことから、ドイツとの講和条約の締結は不可能であったため、東西両独を参加させ、両陣営の対立の原因となっている第二次大戦後の未解決の諸問題を処理し、「冷戦を正式に終焉させる試み」²⁾であったからである。

しかしながら通常の国際会議との比較でCSCEの特筆すべき点は、CSCEは70年代前半に開催された単なる一会議ではないという点である。第二次大戦の「残存物」の清算が両陣営の指導者たちの一致したCSCEの開催目的であったとするならば、CSCEはその後欧州の国際平和に向けて協力と協議の枠組としての発展を見せることになる。すなわちCSCEは1975年以降、ヘルシンキ宣言の履行状況の検証のための一連の会議や専門家会議を開催し、また35カ国間で2国間あるいは多国間での協力関係を進展させることによっていわゆる「ヘルシンキ・プロセス」を進展させており、このプロセスは東西関係の対話と協力の制度化の進展に一定の貢献をしている。

本稿の目的は、CSCEの構想の段階から、ヘルシンキ宣言及びその後今日に至るまでのヘルシンキ・プロセスの進展の考察にある。第Ⅰ節では、CSCE構想の起源と発展について、第Ⅱ節では、CSCE構想の背後にあった両陣営の目的とCSCE交渉過程について、第Ⅲ節ではヘルシンキ宣言をめぐる主要争点に関する

両陣営の解釈の相違について、第Ⅳ節と第Ⅴ節では、ヘルシンキ・プロセスをその二つの主要な検証議題である人権問題と信頼醸成措置に関して考察する。

1. CSCE 構想の発展

ソ連圏諸国の戦後の対外政策の主要目標は、欧州における「戦後生じた現状」の西側による承認の獲得にあった。東側は「戦後生じた現状」の承認、すなわち戦後に生じた新たな国境線と東独の国際的承認こそ欧州の安全保障のための前提条件とみなした。³⁾そして、この目標の達成のために構想されたのが CSCE であり、これはスターリン死後、次第にソ連の平和共存政策の中核となって行く。

CSCE の起源は1945年のソ連外相モロトフの全欧集団安全保障条約の提案まで遡るが、ソ連提案が積極化するのは60年代中葉からである。ベルリン危機やキューバ危機による東西関係の再度の緊張化により、欧州安保問題はソ連の対外政策の主要課題となった。本来、全欧安保会議の開催の提唱は、ソ連にとって単なる平和戦略に加えて現実的要請に基づくものであったが、ベトナム戦争による米国の国際的威信低下によって、ソ連は60年代後半全欧安保会議の開催のためのイニシアティブを発揮しやすい状況にあった。65年1月ワルシャワ条約機構（WTO）の政治諮問委員会が同会議の開催を提唱して以来、ソ連提案は次第に具体化して行った。ブレジネフはソ連共産党第23回大会（66年3月）において、欧州の軍事的緊張緩和や軍縮さらには全欧諸国間での互惠的平和関係の発展のために「しかるべき国際会議」の開催を提唱するとともに、その実現のために欧州諸国の現存国境を承認することを基礎に、第二次世界大戦の「残存物」を完全に一掃し、欧州安保の核心的課題であるドイツ問題の解決の道を探究する決意を確認した。⁴⁾続いて、同年7月8日のWTOの政治諮問委員会のブカレスト宣言において、ソ連側が主張する全欧安保会議の構想が初めて明らかとなる。すなわち、同宣言は、1) 平和共存の原則の基に主権尊重、内政不干涉、対等な善隣友好関係、2) NATO と WTO の同時解消、3) 外国における軍事基地の撤廃と外国への駐留軍の撤退、4) 西独の核兵器の取得の禁止、5) 現存国境線の承認、6) ドイツ問題の平和的解決、の諸点の検討のために欧州諸国による国際会議の開催を提唱

した。⁵⁾同宣言のいう「戦後形成された現存国境」とは、具体的にはオーデル・ナイセ線のポーランド国境と東西両独間国境であり、これら国境線の承認こそ欧州における「確固たる平和の基礎」(第5項目)と述べているように、ソ連側は戦後に生じた西側による領土変更の承認を東西関係改善の前提条件に据えた。

東側からの積極的提案に対して、西側の反応は当初冷やかであった。それは西側も東西関係の緊張緩和には原則的に賛成であったものの、戦後国境線の承認のもつ政治的意味は、戦後の東欧諸国に樹立された社会主義体制の承認や、東欧のソ連支配の正当化を意味するであろうし、また両軍事機構の同時解消や外国駐留軍の撤退は、西欧における米国の影響力の低下、ひいては西欧におけるソ連の影響力の拡大に繋がりがかねないと判断されたからである。しかし、状況はチェコ事件を契機に変化した。全欧安保会議、及びそのための準備会議の速やかなる開催を呼びかけた69年3月17日のWTOのブタベスト宣言は、基本的には66年のブカレスト宣言の繰返しではあったものの、チェコ事件直後の軍事的緊張の高まりのなかで発表されただけに、「欧州諸国民にとって新しい軍事的対立の回避と、政治、経済、文化の各領域の関係強化が緊急課題である」⁶⁾との訴えかけには一定の説得力があった。これに対するNATO側の反応は素早かった。同年4月、ワシントンでのNATO外相会議声明は、米国の参加と、ベルリン問題の解決を条件に、WTO提案を検討する用意のある旨を表明した。⁷⁾

こうして60年代末には、全欧安保会議構想へのNATO側の関心が高まるにつれ、WTOとNATOの双方から非公式ながら会議をめぐる構想案が頻繁に提起されるようになる。全欧安保会議に関心を示したのは、東西両陣営のみではなかった。欧州における緊張緩和と安全保障問題は、冷戦下では両陣営の狭間で自国の運命すら大国に委ねざるをえない中立国や非同盟諸国の関心をもつところでもあった。特にフィンランド政府は、同構想に強い関心を示した。同政府は69年5月に全欧諸国及び米国とカナダの各国に覚書きを送り、同国が全欧安保会議、及びそのための準備会議開催を主催する意志のある旨を伝えた。同年末までに、23カ国から会議開催に好意的返事がフィンランド政府のもとに届き、⁸⁾この時点ですでに全欧安保会議構想は欧州の多数の国からの支持を得たのであった。

このころから、全欧安保会議の開催は、WTO諸国の中心的課題となった。60

年10月には WTO 加盟国の外相会議のプラハ声明で、WTO 側が全欧安保会議の議題として欧州安保と共に、通商、経済、科学技術関係の協力の拡大を掲げ、70 年前半にヘルシンキでの開催を提唱し、⁹⁾ここに安全保障問題と様々な領域での協力問題が組み合わされた CSCE 構想の原型ができあがった。同年12月モスクワで開かれた WTO 首脳会議は、東独の国家的承認と現存国境の承認を前提にした CSCE の開催の実現と西側との関係改善に向けての新たな決意を表明した。¹⁰⁾WTO の議題提案に対し、NATO 側も具体的提案をもって応じた。69年12月 NATO は、1) 相互兵力均衡削減、2) 信頼醸成措置、3) ベルリン問題、4) 経済、技術、文化交流、5) 人間、思想、情報の自由な交流、などの諸点を議題案として挙げ、さらに CSCE の準備会議開催前にベルリン問題に関する合意が前提条件であること主張し、また CSCE が「現存の欧州の分割を正当化するような会議であってはならない」と警告したのであった。¹¹⁾この NATO 提案の注目すべき点は、人、思想、及び情報の自由な交流も相互利益と相互理解に貢献するものとの理解の上に、文化交流の促進のためにも「東西両陣営の諸国間の、人間、思想、そして情報のより自由な移動」の保障の必要性を強調した点である。¹²⁾翌70年5月の NATO コミュニケは、68年のレイキャビック声明以来 NATO 側が主張してきた相互均衡兵力削減 (MBFR) 交渉を CSCE とは別枠の交渉に委ね、また CSCE の開催の実現をベルリン問題の解決というふたつの条件付きで、その議題を、1) 国家間の基本原則、2) 人間、思想、情報の自由の移動、及び文化、経済、技術、科学の交流の二点に絞った。¹³⁾

CSCE 構想が具体化する一方で、70年代初頭にその実現に好都合な国際環境の変化が生じた。西独ブランド政権の東方外交は、事実上55年以来のハルシュタイン・ドクトリンを放棄し、ドイツ問題解決への明るい兆しが見え始めるとともに、東側の CSCE 構想も次第に西側提案に歩み寄りを見せていった。70年5月の NATO 提案に対して、WTO は6月のブタペストでの WTO 外相会議の覚書きを CSCE 関連諸国に通知し、そのなかで議題として文化的関係の強化の問題を取り上げることに同意し、更に米国とカナダの参加に同意するとともに、新たに全欧の安保と協力問題の解決の為に常設機関の設置をも提案した。¹⁴⁾この時点で、CSCE の議題に関しては、東西間で基本的合意をみるに至った。実現への最

後の障害はドイツ問題であった。そのドイツ問題も独ソ武力不行使条約（70年8月）、西独・ポーランド条約（同年12月）、そして両独基本条約（72年12月）といった一連の条約によって、武力不行使が確認されると共に、懸案のポーランド西部国境と東独国境の承認が行われ、また71年10月にはベルリンに関する四カ国協定が成立し、よって永年のドイツ問題とベルリン問題の基本的合意をみた。東独は両独基本条約によって西独との国交正常化に成功したのみならず、70年代前半に西側諸国と正式に外交関係を樹立し、更に73年9月に両独が国連加盟を承認されたことにより、国際的承認を得たのである。71年3月のソ連共産党第24回大会でブレジネフは、独ソ関係の「本質的変化」の結果、欧州に新たな見通しが開けたと述べると共に、欧州情勢の更なる改善はCSCEの実現にかかっていると述べた。¹⁵⁾また同大会はいわゆる「平和綱領」を採択し、第二次世界大戦後欧州に生じた領土変更の最終的承認、欧州におけるデタントと平和への根本的転換、そして全欧安保協力会議の開催の実現の3点を柱とするソ連の対外政策の基本的政策を確認した。それは、単にそれまでのソ連外交の成果の反映であるのみならず、対立からデタント外交への「抜本的政策変更」¹⁶⁾の正式表明であった。翌72年1月の「欧州における平和・安全保障及び協力に関する宣言」と題するWTOのいわゆるプラハ宣言で、WTOは、CSCEを72年中にヘルシンキで開催することを提案した。¹⁷⁾プラハ宣言に対し、NATO側は、CSCE参加に向けて作業委員会を設置するとともに、72年5月のボンでのNATO理事会において、MBFR交渉の開始を条件にCSCE実現のために多国間協議に参加することを決定した。¹⁸⁾NATO側にとり、MBFRの交渉の開始さえ実現すればCSCEの実現を阻む理由はなかった。翌年1月からのウィーンでのMBFR交渉実現をまって、CSCEが実現の運びとなった。

II. 全欧安全保障協力会議

西側による東独承認は、社会主義諸国にとればそれまでの努力の「完全なる勝利」であった¹⁹⁾が、このことによってCSCEに託したソ連の「現状」承認の目標はCSCEの枠外で、しかもCSCE開始以前に基本的解決をみることになった。

しかし、ソ連側にとって CSCE の主たる目標が CSCE 開催前に事実上達成され実現したとしても、この会議の提案を今さら撤回するわけにはいかなかった。まず永年の CSCE 開催キャンペーンの正当性を実証する必要性があったからである。ソ連政府は CSCE の開催が迫った70年代初頭に、同会議の開催の実現こそブレジネフの「平和政策」や「平和共存路線」の正当性の証であり、この会議は「新しい時代」あるいは「全欧州人の時代」の到来を告げるものとして宣伝していたし、なによりも CSCE の実現はブレジネフ個人の業績や名声とも深く関わっていた。一連の二国間条約による戦後の現状承認によって「全欧諸国によるより広範囲な形で国境不可侵の原則の承認のための必要な前提条件」が整った²⁰⁾とみるソ連には、この原則を全欧的規模によって集団的にかつ最終的に承認する儀式が必要であった。

ソ連にとって CSCE の実現は実利的利益にかなうものであった点も見落とせない。東西両陣営の各国が一堂に会し、友好的関係の発展を約束し、更にもうそのための方策を練ることは、それによって予期される政治的デタントが東西間の経済関係の強化に繋がるからである。ソ連は当時危機的状態にあった社会主義経済の改革という必要性から西側との経済関係強化を望んだ。東西貿易の発展は、西側からの工業製品、技術援助、経済援助、そして東側からの天然資源の輸出という点で相互補完的であるにもかかわらず、東西関係が経済的要因よりも政治的要因を基軸に展開している²¹⁾以上、東側は自国の経済改革や技術導入、あるいは貿易拡大に関する政治的交渉には強い関心を示したのである。²²⁾

他方、西側の CSCE 参加の狙いは、軍事的緊張の緩和を目指したという点では東側のそれと共通していたものの、その実現方策においては考えを異にしていた。西側も、欧州の安全保障の確保のためには軍縮・軍備管理の実現と共に、経済・技術交流の拡大や人道的分野の協力を柱に考えてはいたが、経済関係の強化という一見東側のそれと共通する目標も、それなりに西側の独自の計算に基づく目標であった。すなわち東西間の経済関係が相互補完的とはいえ、西側は技術的優位を誇るだけに経済関係強化への関心は東側ほどではない。それよりも、西側には、東側への経済協力を政治的利益の追求のためのテコとして利用しようとする考えが根強かった。従来、西側には対東側経済関係に関して二つの学派があ

る。第一は、東西間の経済関係の強化は経済発展の遅れている東側の方に一方的に有利であるとして、反対を唱える学派である。東西間の経済交流、とりわけ技術援助や経済援助は、東側諸国内の体制改革の圧力を弱めることに寄与し、また軍事的負担の軽減に繋がると考えられるからである。第二の学派は、経済関係の強化を支持する学派である。それは経済的相互依存の強化は、社会主義諸国を西側国際経済に組み込ませることになり、これはやがては東側諸国をして消費主義への関心や経済発展への関心を高めると同時に、世界市場の安定化を志向させるようになり、このことが国際社会の安定と平和に繋がるとの考えに基づく。²³⁾ デタントの動きとともに、後者の立場が次第に支配的となり、特に73年の石油危機以後西側では東西経済関係の強化への関心が高まっていった。

しかし、CSCE 構想にのった西側の最大の目標は、人道的分野の協力の促進にあった。西欧諸国は、国家関係の改善のみならず人間や情報の交流により平和と安全保障が確保されると考えた。戦後の欧州の二分化によって、東側に住む多くのユダヤ人やドイツ人の多くが西側への移住を希望していたことにもよる。しかし、こうした人道主義や民主主義論の主張の背後に、後のヘルシンキ・プロセスの展開において明らかになるように、東西関係のデタントは西側の思想や文化の東側への浸透を容易にし、それがひいては「閉ざされた」東側の社会主義体制の民主化や弱体化に繋がるという政治的な深謀遠慮が働いていたことは否めない。

このように、それぞれの思惑をもってヘルシンキに集まった35ヶ国は、CSCEの組織、議題、参加国、期日、場所、議事手続き、財政規制を決めるために、まず準備会議を開催した（72年11月22日－73年6月8日）。この会議の主たる争点は議題の決定であった。ソ連原案は、1）欧州の安全、及び国家間関係の原則、2）対等な形での貿易、経済、科学・技術、文化関係の拡大、および環境問題での協力、3）欧州における安全と協力の問題に関する機構の設置、の三点であった。²⁴⁾ これに対し、西側は人的接触の拡大、及び情報の普及の拡大を議題として追加するように主張した。ソ連側の妥協により最終的には西側の要求が盛り込まれ、同会議は73年6月8日に「ヘルシンキにおけるCSCEに関する最終勧告」をまとめた。これに基づき、CSCEは以下の4議題、すなわち、1）欧州の安全に関する諸問題、2）経済、科学、技術、及び環境の分野での協力、3）人道そ

他の分野での協力、4) 会議の検証、の4 議題を検討することとなり、また CSCE を、外相級会議、専門家会議、そして最終文書の採択、の三段階で開催することが決定された。

外相級レベル会議の第一段階はヘルシンキで73年7月3日から7日にかけて行われた。同会議で、準備会議によってまとめられた最終勧告が承認されるとともに、各国外相は自国の政府見解を表明し、この段階でそれぞれ各国の立場を明らかにした。しかし実質的審議が行われたのはジュネーブに議場を移して約二年間にわたって行われた第二段階の専門家会議（73年9月18日－75年7月21日）においてである。専門家会議は組織上、当初三つの主要議題別（検証問題を除く）に委員会が組織され、それぞれの委員会のもとにテーマ別に都合11の小委員会が組織された。²⁵⁾そして会議の進行とともに、さらにいくつもの小委員会や作業部会も組織されて行った。CSCE の最高決定組織は調整委員会で、各国代表35名から成る同委員会は、通常毎週一回招集され、各種委員会の作業の監督や議事進行の調整を行うとともに、各委員会の結論に最終的承認を与え、また議事の進行が難航した場合の仲介役を任とした。合計約4,700もの提案が関連の委員会において審議され、各レベルでの会議の招集回数は合計約2,500回に上った。²⁶⁾委員会の議長は、参加国のアルファベット順に基づく輪番制とし、会議の諸決定は全会一致の原則が採用された。²⁷⁾委員会別審議では、欧州の安全に関する諸問題（国際関係を律する諸原則と軍縮・信頼醸成措置）を扱った第一委員会と、人道上及びその他の領域における協力を扱った第三委員会の両委員会が紛糾し、経済、科学、技術、及び環境の分野における協力問題を扱った第二委員会の議事は、経済関係の協力に関して相互利益が双方にとって明白であったことにもより比較的容易に進化した。

第一委員会は、特に人権問題の規定と国境の不可侵の原則をめぐって審議が紛糾した。当時、「ソ連国内の民主化無きデタント」の危険性を指摘するソ連国内の反体制運動活動家からの西側へのアピールも反映して、西側は人権、とりわけ政治的自由の尊重を参加国間の関係を律する原則として承認を取り付けようとした。これに対し、東側は人権問題は内政問題であり、国際関係を律する原則として不適當であるとして強固に反対した。国境の不可侵性の問題に関しては、ソ連

側は国境の不可侵性の無条件かつ絶対的承認を主張した。これに対して、西独は将来両独の最終的統一の可能性を残すために、国境の「平和的変更」の文言を挿入するように主張した。西独の主張は、欧州共同体の将来の国際統合による政治共同体の可能性の問題とも無関係ではないため、EC 諸国から強い支持を得た。

第三委員会の、人道上の協力問題は最も困難を極めた。この議題は西側がソ連の CSCE 構想の実現との引き替えに東側から譲歩を勝ち取った議題であるが、ソ連型政治体制には挑戦的でイデオロギー色の濃いこの課題を議題にのせることに関しては、西側諸国にも反対の声があった（主としてフランスやスウェーデン）。²⁸⁾ 対立は当初より不可避的であった。文化交流や教育の分野の協力は伝統的国際関係のなかにみられる現象であるが、人的接触と情報交流の拡大に関する問題は、国際関係における新しい要素であった。国際関係の安定と安全保障が確保された段階になってはじめて人的接触や情報の交流が拡大可能であるとのブルガリアの主張に代表されるように、²⁹⁾ 東側は現段階でのこの分野の交流には警戒的であった。その目指すところが東側からすれば「内政干渉」や「社会主義に異質な思想の浸透」にあり、「最終的には社会主義体制の弱体化」にあるとみなされたからである。³⁰⁾ そのため、東側はこの議題関連の文書の序文に、文化交流や人的交流の協力と共に、主権の尊重や内政不干渉といった原則を盛りこむことを主張した。³¹⁾

ジュネーブにおける専門家会議が長期化したのは東西対立の反映であり、また会議の決定における全会一致の原則の採用にも由来する。しかし議事進行の難航は、実は西側の望むところでもあり、西側によって意図的に採用された戦術でもある。多くの西側政府代表には、CSCE は本来ソ連のプロジェクトであり、「もしこの会議を成功裡に終わらせたいのであればソ連はそれなりの代価を払うべきである」との認識があった。³²⁾ ソ連側が会議の終結を焦っていたことも西側には戦術上好都合であった。西側はソ連の焦りにつけこみ、交渉を可能な限り長引かせ、またなるべく細部にわたって具体的交渉にソ連を引き込む戦術をとった。³³⁾ CSCE 最大の争点であった人権問題、人的交流、情報交流の拡大といった西側主導の案文への最終的合意も、ソ連の焦りに乗じてソ連側が熱心に主張した国境不可侵の原則、主権の尊重、内政不干渉といった原則への合意との「相互取り引き」

の成功の結果であった。³⁴⁾かくして CSCE は再度議場をヘルシンキに移して第3段階の首脳級会議（75年7月30日－8月1日）で最終文書の承認を行うことによって、ついに2年近くにわたる会議の第一幕を閉じたのである。

III. ヘルシンキ宣言の解釈をめぐって

約4万語からなるヘルシンキ宣言は、構成上、1) 欧州の安全に関する諸問題（第1バスケット）、2) 経済、科学技術、および環境の分野での協力（第2バスケット）、3) 地中海の安全と協力に関する問題、4) 人道及びその他の分野における協力（第3バスケット）5) 会議の検証、の5部からなる。同宣言は国連憲章を基礎に戦後の欧州が積みあげてきた諸々の条約、協定、取り決めの集大成ではあるが、それは同時に異なる立場の妥協の産物であり、その結果ヘルシンキ宣言は当初よりその解釈をめぐって参加国の間で見解の相違があった。

ヘルシンキ宣言は1919年のベルサイユ条約以来の欧州の国境線に関する包括的な合意である。とりわけ、国境問題に関しては、ヘルシンキ宣言はソ連のCSCE最大の目的である国境の不可侵性の問題と、西側の国境の「平和的変更」の妥協の産物であったことから、同問題に関する解釈は際立った対照性を示している。ソ連側は第1バスケットに関して、参加国の関係を律する10原則、とりわけ第3原則の国境の不可侵の原則の重要な意義を指摘する。³⁵⁾同原則は、CSCE開催以前に既に一連の条約によって承認されていた原則であるが、この原則はCSCEにおける再確認と法的強化によって、欧州の平和、安全保障、協力の国際法的基盤を強化することに少なからぬ貢献をしたとみる。³⁶⁾しかし、国境の不可侵に関するヘルシンキ宣言は、ソ連の立場からすれば内容上明らかな後退であった。国境の不可侵性を規定した第3原則は、「平和的手段と合意によって国境が変更され得る」ことを規定した第1原則によって薄められているからである。平和的変更に関する規定は、西独が70年代当初に結んだ一連の東方条約には存在しなかった。ヘルシンキ宣言以後のソ連の主張は、この「平和的変更」の規定にはほとんど沈黙を保っている。³⁷⁾

国境の不可侵性の問題に関連して、ヘルシンキ宣言は「欧州における政治的現

状の承認であり、また社会・経済体制の異なる国家の平和共存の法典ともいえる』³⁸⁾といったソ連側の主張にみられるように、現状承認とは単に国境線の承認のみならず、東側の政治体制、さらには社会主義国家からなるソ連ブロックの承認という主張がソ連側には支配的である。ソ連側からすればヘルシンキ宣言は異なる体制間の共存を前提にする。ヘルシンキ宣言直後、ソ連共産党、最高ソビエト、及び閣僚会議は「CSCEの成果について」という共同決定のなかで、ヘルシンキ宣言を「理性の勝利」と称えるとともに、CSCEは「デタントの基礎を据えるとともに、異なる体制間の平和共存の強化と対等な形での協力への道の重要な一歩である」と評価した。³⁹⁾さらに、ヘルシンキ宣言の翌年に開催されたソ連共産党第25回大会では、ブレジネフはCSCE参加国全てによって「既存の国境線の不可侵性が承認された」と述べるとともに、「平和共存の期待にそのような国家間の相互関係の諸原則の体系ができあがった」点を強調した。⁴⁰⁾そしてこの異なる体制間の平和共存という主張の背後には、ヘルシンキ宣言は「ヤルタ及びポツダムで形成された諸原則の確認と発展であり、それは政治勢力の新しい配置を反映する」ものであった⁴¹⁾との主張にみられるように戦後の社会主義体制からなるソ連ブロックの承認という認識がある。

他方、西側、とりわけ西独は「平和的変更」に力点を置く。CSCE最終日に、シュミット西独首相が第1原則を引用しつつ、「国境は不可侵であるが、平和的手段と合意に基づいて変更することができる。民族自決によるドイツ民族の再統一に基づく欧州の平和の確立が依然として我々の目的である」⁴²⁾と西独の国家目標を明確に指摘したのは、無条件な国境不可侵の原則を主張するソ連側の解釈を牽制する意味もあったであろう。西側一般論調は「平和的変更」規定のみならず、ヘルシンキ宣言が「現状」を承認したという議論、とりわけソ連の東欧支配の現状の承認という見方には異論を唱える。ヤルタ協定は、東欧の諸民族に自らの政体を選ぶ権利を約束したにもかかわらず、ソ連による東欧共産化と東欧支配により、この約束は履行されなかったとみる。そしてCSCEは実はソ連側が主張するこうした「ヤルタの神話」には全く相対立するものであり、またブレジネフ・ドクトリンをも無効にするものとみなす。それは、参加国には、「自らの政治、社会、経済、文化の制度を自由に選び、発展させる権利」(第1原則)があり、

これは現状の制度の永久的固定化を意味するものではないし、また参加国は「他の参加国に主権の全面的行使を放棄させる目的で武力を誇示することを控える」（第2原則）、や民族自決権に基づき参加国は「自からの欲する時、及び自からの方法でその国内的および対外的政治的地位を決定、かつ自からの政治、経済、社会、文化的な発展を追求する権利を有する」（第8原則）の尊重はブレジネフ・ドクトリンとは相反するからである。⁴³⁾

国境問題とともに、もうひとつの大きな解釈上の争点が人権問題規定（第7原則、及び第3バスケット）と「内政不干涉」（第6原則）の関連性である。第1バスケットの第7原則は、参加国は（人種、性別、言語、宗教の差別なく、思想、良心、宗教、信条の自由を含むすべての者に対する人権と基本的自由を尊重する）ことを約束するとともに、人権と基本的自由の尊重は「参加国間ならびに全ての国家間の友好的関係と協力の発展を確保するために必要な平和、正義、福祉にとって不可欠な一要素」と規定した。また第3バスケットは「個人及び集団、私的及び公的のレベルを問わず、参加国の国民、機関及び団体間のより自由な移動と接触を容易にすること」を目標に定めた。この人権規定は、人権問題が国家間関係において主要原則のひとつに認められた点で従来の国際協定にはみられない新しい要素であるが、この規定は東側から内政干渉の恐れがあるとしてCSCE交渉の段階から強い反発を招いた。もっとも、内政不干涉に関する問題は、奇しくも相異なる目的から東西両陣営とも主張した原則である。ソ連側は、東欧のソ連支配を揺るぎないものにし、西側からの干渉を阻止するために第3バスケットの人的接触や情報の分野での協力が内政干渉につながる恐れがあるとして強く反対した。他方、西側は、ハンガリー事件やチェコ事件の再現を阻止し、更には東欧の自立化を促進するためにも、内政不干涉の原則を強調した。しかし、将来にわたって「現状」を承認する意志がなく、また政治的自由を侵害する東側の体制の民主化に関心を寄せる西側は、人間や情報の自由な移動に関する具体的提案に関してソ連の合意をいかに取り付けるかに腐心した。その結果、一応、内政不干涉規定と人権規定で均衡をとることによって両陣営間の妥協がはかられたが、後述するようにヘルシンキ宣言以後、他国の人権問題への関わりが内政干渉であるか否かをめぐって両陣営は激しい論争を起こすことになり、その結果人権問題はヘルシ

ンキ・プロセスの最大の争点となるのである。

ところで、CSCE 交渉中はさほど大きな関心を集めなかったものの、後の展開で重要な意味をもつようになるのが検証問題である。検証問題は WTO が70年6月のブタベスト覚え書きで安全保障と協力に関する常設機関の設置を提唱して以来、CSCE 開催まで一貫してソ連側構想の一部であった。構想段階でソ連側が CSCE に期待したものは単なる安全保障に関する宣言や方策の検討だけではなく、72年1月のプラハ宣言で述べているように「欧州の安全保障の制度の建設」であり、力の不行使を義務付けるような「制度の創設」であった。⁴⁴⁾しかし、CSCE が段階を追うにつれ、ソ連の常設機関設置構想に関する主張は次第に退潮し、CSCE 第二段階に至ってこの点に関するソ連主張は聞かれなくなった。人権問題で譲歩を強いられつつあったソ連側が、常設機関を通じて人権問題で恒常的に干渉を受けるのを嫌ったものと推察される。⁴⁵⁾他方、西側も全く異なる理由で常設機関設置構想には反対であった。CSCE 構想のソ連側の狙いのひとつが欧州からの米国勢力の排除と西欧におけるソ連の影響力の伸長にあるとみていた西側は、常設機関の実現はソ連の西欧への関りを制度的に保障するものとして常設機関構想には当初より不信感を抱いていたからである。検証問題に強い関心を示したのは、非同盟国・中立諸国であった。両陣営の狭間にあるこれらの国々にとって、常設機関の設置は欧州政治に恒常的に関われる制度的保障を意味する。非同盟・中立諸国のほとんどの支持を得たユーゴスラヴィア案は CSCE 参加国代表から構成される「継続委員会」の設置とともに、少なくとも年1回の検証会議の開催を提案した。⁴⁶⁾最終的にはヘルシンキ宣言は「会議の最終文書の規定を履行する」ための「多国間プロセス」の継続に合意したが、検証問題に関しては具体的には77年にベオグラードで検証会議の開催を約束するにとどまった。

ヘルシンキ宣言後、参加国の多くの予測に反して宣言の履行とその検証のための制度が発展していった。ヘルシンキ宣言以後、同宣言にうたわれた「多国間プロセス」の継続の約束はベオグラード検証会議（77年10月－78年3月）、マドリード検証会議（80年11月－83年9月）、そしてウィーン検証会議（86年11月－87年5月現在進行中）と引き継がれて行った。この間、ベオグラード会議での合意に基づき2国間あるいは、3つの専門家会議が開催され、またマドリード会議は新

たに8つの専門家会議の開催を実現させた(参照, 表1)。こうして検証過程は次第に専門化して複雑化していくとともに, 検証会議や専門家会議の新たな合意に基づき2国間あるいは, 多国間での協力関係が強化されて行った。しかしこうしたヘルシンキ・プロセスは通常の国際機関や地域的国際機構とは異なり, 機構や常設機関もまた規約ももたず, よって活動の組織的継続性はない。⁴⁷⁾ 毎回の検証会議において次回の検証会議や専門家会議の開催が検討され, また会議の議題や運営方法はその都度準備会議を開いて決定されるのである(もっとも運営方法に関しては, 原則的にはCSCEの例に基づく)。このように35カ国の合意に基づいて生れた一連の会議と協力関係の進展がヘルシンキ・プロセスであるが, そこで最大の争点となるのが, 人権問題と信頼醸成措置の問題である。

(表1) ヘルシンキ・プロセスにおける検証及び専門家会議一覧

●第1回検証会議(ベオグラード)

準備会議(77年6月15日～8月5日)

本会議(77年10月4日～78年3月9日)

専門家会議

○紛争の平和的解決(モンテレックス, 78年10月31日～12月11日)

○地中海における協力(ヴァレッタ, 79年2月13日～3月26日)

○科学フォーラム(ボン, 80年2月18日～3月3日)

●第2回検証会議(マドリード)

準備会議(80年9月9日～11月10日)

本会議(80年11月11日～83年9月9日)

専門家会議

○欧州における信頼と安全の醸成措置及び軍縮(ストックホルム, 84年1月17日～86年9月19日)

○地中海における紛争の平和的解決(アテネ, 84年3月21日～4月30日)

○地中海における経済, 科学, 文化協力に関するセミナー(ヴェニス, 84年10月16日～10月26日)

○人権(オタワ, 85年5月7日～7月5日)

○ヘルシンキ宣言10周年記念会議(ヘルシンキ, 85年8月1日)

○文化フォーラム(ブダペスト, 85年10月15日～11月25日)

○人的接触(ベルン, 86年4月15日～5月26日)

●第3回検証会議(ウィーン)

準備会議(86年9月23日～10月6日)

本会議(86年11月4日～)

IV. ヘルシンキ・プロセスと人権問題

人権に関するヘルシンキ宣言の意義は、人権問題が国際関係を規定する一原則であることを認め、人権問題が国内管轄権に専属する事項ではもはやないということをして全ての参加国が承認した点にある。従来、人権問題を国内問題として理解するか、それとも国際管轄事項とすべきかという問題は国連を中心とした戦後の国際人権運動のひとつの争点であった。西側は、個人や集団の請願権の保障をも認める国際的監視体制の設立を主張したが、東側は国家がいったん人権に関する国際的規範に従うことを決定すると、その遵守を保障するのは国家の役目であり、他国は内政には干渉することは許されないと主張してきた。しかし、ヘルシンキ宣言によって人権問題は歴史上初めて国家間関係を律する主要な原則として国際的に承認を得た。

東側からのしかも非政府レベルでの同宣言への素早い反響は、西側にとっては予想外であった。ヘルシンキ宣言の翌年5月からソ連国内5ヶ所（モスクワ、ウクライナ、グルジア、リトアニア、アルメニア）に生まれた「ヘルシンキ宣言実施協力団体」、また77年チェコスロバキアに誕生した「憲章77」、同年ポーランドに誕生した「社会自衛委員会」（KOR）、といった非公式の人権擁護団体が社会主義諸国に誕生した。注目すべきは、これらの団体の存続基盤がヘルシンキ宣言、なかんづく第7原則の「個人の知る権利、及び自己の権利と義務に従って行動する権利」に依拠していた点である。これを契機に人権に関する西側の関心は第3バスケットから第7原則の政治的自由の保障へと急速に移行し、それは米国の人権外交の形成にも少なからず影響を及ぼすことになる。

そもそも米国は、CSCEの前半においては脇役的存在で、西欧諸国のようには人権問題には強い関心を示さなかった。それは70年代前半にニクソン・キッシンジャーのデタント外交がCSCEの枠外で実質的成果をもたらしつつあり、人権問題を取り引き材料に用いようとする西欧の戦術にはデタントを損なう恐れから批判的でした。48)しかし、アンゴラ問題、ポルトガルの共産化の「危機」、南ヴェトナムの陥落といった一連の出来事は米国国内に対ソ不信感を募らせた。対外政策を再構築し、ウォーターゲート事件やベトナム戦争がもたらした政治的

混乱を收拾し、また石油危機後の社会不安を鎮静化するために、米国は自国の政治制度への信頼を取り付け、さらには米国の伝統的価値、すなわち自由、平等、人権に基づく体制の優位性を内外に再確認することに活路を求めた。⁴⁹⁾ヘルシンキ宣言は米国政府指導者にとり、人権外交への展開に好条件を提供した。「第7原則と第3バスケットの履行に関する規定のお陰で、人権は東西関係の正当なる議題となった」⁵⁰⁾と認識されるようになったからである。加えてヘルシンキ宣言の履行の国際的協力を呼びかける社会主義諸国内部の団体からの訴えかけは米国人権外交への転換への確信を強めた。77年1月に誕生した米国カーター政権は、平和と人権保障が「不可分な相互関係」にあり、一方のみが他方を無視して強化できることは不可能だ⁵¹⁾との確信のもとに、社会主義諸国の人権問題、とりわけ政治的自由の侵害問題に積極的に関わって行った。こうして東側内部からの人権問題の告発と米国人権外交があいまって西側のヘルシンキ宣言の検証問題への関心が高まり、西側諸国は米国を中心に社会主義諸国の政治的自由の侵害問題をヘルシンキ宣言の検証の中心課題に据えるようになる。

77年11月から開始されたベオグラード検証会議は、人権問題に集中した。米国を中心に西側は、主としてソ連、チェコスロバキア、及び東独の3国における第7原則の不履行に的を絞り、しかも政治的自由、少数民族や「宗教的異端」への迫害を具体的実例をもって指摘する戦術をとった。ソ連側は、西側の人権批判に対して第6原則を楯に「内政干渉」として反論するとともに、西側は検証会議の場を「政治宣伝の場」として利用していると西側の検証への態度を批判した。会議は対話や協力の場合というよりも東西対立の場さながらであった。この第6原則と第7原則の関連性の解釈をめぐる議論は、「取り引き」によって合意に達したヘルシンキ宣言の規定の不充分さを露呈するものであった。こうした状況の発生はCSCEの段階でも予測されはした。CSCE交渉中、西側は第6原則の規定をめぐって、「なんらかの強制を伴う内政干渉」の文言を挿入することによって内政干渉の定義をより明確にすることに努めたが⁵²⁾実を結ばなかった。第1バスケットの10原則は全て「第一義的重要性を有するものであり、従ってこれらの原則は平等にかつ一切の留保なしに適用される」との表現はあるが、第7原則に基づく他国の人権問題への関りが第6原則の内政干渉規定といかに関わるかという

点での明確な規定が欠落していた。かくしてベオグラード会議を契機に人権に関する限り主権は制限されると主張する西側と、第1原則（主権の尊重）と第6原則を楯に人権に関する干渉も不当であるとの立場を堅持する東側の人権論争が開始される。ベオグラード会議では100件にもものぼる人権関連の西側提案は、東西対立を反映してひとつとして合意に達せず、その結果会議の最大の争点であった人権問題にはその最終文書において一言の言及もなく、最終文書はただ「徹底した意見交換」がなされたという点と、そして「幾多の提案に関して合意に達しなかった」事実を述べるに留まった。しかし、こうした意見対立にもかかわらず、35ヶ国が「多国間プロセス」継続に合意し、マドリードでの第2回検証会議と3つの専門家会議の開催に合意したのは、ベオグラード会議の数少ない成果のひとつであった。

カーター人権外交、社会主義諸国内の人権擁護団体への当局による弾圧、ソ連のアフガニスタン侵攻、ポーランド危機の始まり、といった一連の出来事によってもたらされた東西関係の緊張のなかで、第2回目の検証会議は80年11月からマドリードで開始された。マドリード会議における人権問題の議論は、基本的にはベオグラード会議の繰り返しであった。人権侵害の具体例をもって東側の不履行の実態を指摘するという西側の戦術は徹底し、会議を通じて西側は120件以上もの人権侵害の実例を指摘するとともに、「個人の知る権利と行動する権利」を効果的に保障するように主張した。更に西側は人権問題に関する専門家会議の開催を提案した。しかし、前回の検証会議と異なり、今回はソ連側は単なる防戦に終わらなかった。ソ連側は、第1バスケットの軍縮関連の提案に最優先順位を置き、この関連で7つの提案をもって対抗した。その結果、東西双方の妥協と「取り引き」が成立し、信頼醸成措置と軍縮に関する専門家会議の開催との引き替えに、西側は第7原則関連の人権問題に関する専門家会議（オタワ）と第3バケットに関連の人的接触に関する専門家会議（ベルン）の開催に関して合意を取り付けたのであった。

マドリード会議は人権に関する限り、少なくとも西側の立場からすればヘルシンキ宣言からの新たな飛躍であった。ヘルシンキ宣言の第7原則における各種の政治的自由には具体的表現が与えられ、またポーランドの連帯問題を反映して西

側の強い圧力のもとに「労働者が労働組合を自由に設立し、また労働組合に自由に参加する権利」が追加された。またそれまで米国人権外交が強調してきた平和と人権の関係は「人権と基本的自由の普遍的意義を認め」、人権の尊重が「平和にとって本質的要因である」と再確認されるとともに、人権問題において個人の役割の拡充という視点から西側が最も注目していた「個人の知る権利と行動する権利」に関して、各国も「それぞれ自国においてこの権利が効果的に保障されるように必要な措置をとる」ことを確認するとともに、人権保障とその協力における「国家、機関、集団、及び個人のしかるべき積極的役割」が確認されたからである。

人権問題の検証は、問題解決のための対話や協力はほとんどみられず、東西対立の構造がそのままヘルシンキ・プロセスに持ちこまれた。人権問題は、東側にとり体制の根幹に関わるだけに、しかも西側とりわけ米国が人権問題を社会主義体制の変革のためのテコとして利用しようとしているだけに、双方の妥協点を見出すのは困難である。⁵³⁾ましてや、オタワ会議や翌年のベルン会議がいずれも最終文書も合意に達することなく閉幕したように、人権という特定領域に議題を絞った専門家会議は、これまでのような取り引き材料が少ないだけに妥協が生じ難い。

人権の保障は、政治的自由の保障とともに、社会・経済的権利の保障をもうひとつの柱とする。革命後、伝統的に後者の方に重きをおいてきたソ連にとり、この領域での人権侵害とは無縁ではない米国に人権外交は偽善的に映る。ソ連は70年代を通じて米国は「他人に生き方を教える権利はない」と反発しつつ人権問題における相互不干渉を主張してきた⁵⁴⁾が、こうしたソ連側のアプローチにはマドリード会議を境に明確な転換がみられるようになった。マドリード会議やオタワ会議では、失業、貧困、人種差別、女性差別、住宅問題といった西側に於ける人権侵害を指摘し西側批判に対して反論する立場をとるようになった。もっともこうしたソ連の戦術変化は、自己矛盾をはらむものであった。西側によるソ連の人権問題への関わりを内政干渉と非難する一方で、他方では西側の人権問題に関わってくるようになったからである。これは、ソ連の内政不干渉論と実践との矛盾であり、これによって人権問題への干渉は不当であるとのソ連の内政不干渉論

の論拠を弱めることになる。しかしことヘルシンキ・プロセスの進展という観点からは、こうしたソ連の立場の変化は、とりわけゴルバチョフ政権になってからの人権問題へのソ連の積極的対応は、人権領域でのヘルシンキ・プロセスを実質的なものにする可能性がでてきたことを意味しよう。ウィーンでの第3回検証会議で、ソ連は社会主義体制が誇る社会的・経済的権利の尊重における協力と検証のためのモスクワ人権会議の提案を行なって以来ヘルシンキ・プロセスを社会的・経済的権利をも対象とする均衡のとれたものにすべきとの主張を繰り返しているが、もしソ連側の要求通り、人権問題に関するヘルシンキ・プロセスがより包括的かつ均衡のとれたものとなれば、両体制間で取り引きと譲歩が生じやすく、よって人権問題での実質的な協力が生まれる可能性があるからである。

V. ヘルシンキ・プロセスと信頼醸成措置

人権問題と異なり、ヘルシンキ・プロセスにおいて時の経過とともに次第に浮上し、しかも一定の成果を挙げているのが信頼醸成措置（Confidence-Building Measures＝CBMs）である。CBMsとは、相互不信や情報不足による誤解から生じる緊張や偶発戦争を回避するために、軍事的な情報を交換することによって信頼を醸成しようとするものである。^{55）}CSCEは安全保障の確立を目指す会議であったために、当然のことながら軍事問題を抜きにしては語れなかったが、CSCE開始前に軍縮と軍備管理の問題を別枠交渉、すなわちMBFRに委ねるという合意がなされ、しかも米ソ間ではSALT交渉が既に開始されていたことから東西両陣営はCSCEにおいて軍事問題を議題に乗せることには消極的であった。しかしCSCEの枠内で軍事問題を検討することに関して最も積極的であったのは非同盟・中立諸国である。欧州における軍事的緊張はこれらの国々の運命にも関わることではあるが、通常のプロック間軍事交渉においてはこれらの国々には影響力行使の機会が限られていたからである。それゆえに、非同盟・中立諸国はCSCEに可能な限り軍事的問題を検討課題としようとし、さらにはMBFRとCSCEをなんらかの形で連係させることによって軍事的デタントの促進にも寄与しようとした。こうしてヘルシンキでのCSCE準備会議の段階で、軍事問

題を CBMs に限定し、具体的には軍事演習の事前通告とオブザーバーの交換について検討することが合意された。

軍事小委員会で検討された CBMs 問題は、主として WTO 諸国を代表するソ連案（73年7月）と NATO 諸国を代表する英国案（74年2月）を中心に検討された。争点は、通告対象となる軍事演習の規模と演習地域、通告期日、および通告先国家に関してであった。英国案は、「欧州において」実施される兵力約 10,000人以上の規模の軍事演習について 6 日以前に CBMs すべての参加国へ通告することを骨子とした。他方、ソ連案は英国案に比べ具体性に欠け、「関心ある国家」が二国間で合意に達した手続きに基づき「主要軍事演習」に関して「事前に通告する」ことを骨子とするものであった。⁵⁶⁾以後約二年間、この両案の歩み寄りをめぐって東西両陣営の駆け引きが行われた。

最終的に達した合意（第 1 バスケットの後半部）は、「主要な軍事演習の事前通告」に関して義務的事項と自発的事項とを規定している。前者は、CSCE すべての参加国に対して、兵員 25,000人以上からなる軍事演習に関して、演習名称、目的、参加国、使用兵力数とその種類、演習地域、実施期間について演習開始 21 日前に通告することとし、小規模な軍事演習に関する情報、オブザーバーの交換、主要な軍隊の移動に関する事前通告は自発的な措置として行うことが合意された。他方、軍縮問題に関しては、「全面完全軍縮という究極目標に向かって効果的措置をとる」必要性を強調するに留まった。しかし、ヘルシンキ宣言における CBMs 規定は、75年の時点で合意に達し得た最低基準であり、自発的事項の義務化や、義務規定の拡充において参加国には協力の余地が十分にあった。参加国の履行状況は良好であったために、⁵⁷⁾ヘルシンキ・プロセスにおける CBMs の問題は、検証問題よりもヘルシンキ宣言で合意に達した基準のより具体化に議論が集中した。

ソ連は、ヘルシンキ宣言後政治的デタントの成果を評価しつつ、同時に軍事的デタントの促進の必要性を西側に訴えた。ヘルシンキ宣言後直ちに発表された「全欧安保協力会議の結果について」と題する党、政府、及び最高会議の決定で、「今日重要なのは政治的デタントを軍事的デタントで補うこと」であると述べ、具体的には中欧の軍備削減と軍縮の必要を説いたのであった。⁵⁸⁾翌76年の第25回共産

党大会では、核兵器を含めあらゆる武器の不使用に関する世界条約に関する提案を行った。⁵⁹⁾また同年11月のWTO政治諮問委員会は、CSCE参加国間で核兵器先制不使用に関する条約を提唱した。⁶⁰⁾ベオグラード会議では、「軍事的デタントを確固たるものにするため」に、核兵器の先制不使用、欧州における相対立する軍事・政治同盟の構成員の不拡大、兵力5－6万人以上の軍事演習の禁止などに関する提案を行った。⁶¹⁾

ソ連提案が、抽象的な軍縮案であったのに比べ、ヘルシンキ・プロセスにおいてCBMsの一層の具体化に関する提案は、ベオグラード会議直後の78年5月、フランスからなされた。仏政府は、CBMsの検討、通常兵器の制限・削減の措置に関する検討の二段階からなる軍縮会議の開催に関する提案をCSCE参加国に提起した。79年12月のNATO理事会（ブリュッセル）は仏提案を検討した結果、CBMsと軍縮問題の検討の重要性を指摘し、マドリード会議においてCBMsと軍縮に関する会議の開催実現に向けて努力をする決意を発表した。⁶²⁾一方、それまで主として核兵器の先制不使用の義務化に主たる関心を示していたソ連側も、仏提案を契機にマドリード会議に向けて自らの提案を具体化するようになる。79年5月のWTO加盟国の外相会議（ブタペスト）で、東側も初めてCSCE加盟国のあいだで軍事デタントの具体的措置を検討するための会議を開催することを提案した。さらに、マドリード会議直前の80年7月、ブレジネフは「当面の課題」がマドリード会議において欧州における軍事的デタントと軍縮に関する会議の開催を実現することにあることを明らかにした。⁶³⁾こうしてマドリード会議開催前には、CBMsと軍縮問題を新たにヘルシンキ・プロセスの主要議題とすることに関して東西間に基本的合意ができた。⁶⁴⁾

マドリード会議は、前回の検証会議以上に厳しい国際環境の中で開催された。開催直前まで会議の実現を危ぶむ声が聞かれた。アフガニスタン侵攻以後の高まる対ソ批判のなかで、西側にはヘルシンキ・プロセスの放棄を求める声が高まったし、またベオグラード会議に続きマドリード会議でも同様に西側の人権批判は十分に予測されたため、東側の参加を危ぶむ声も聞かれた。しかし、ソ連は前回以上にヘルシンキ・プロセスの継続の意義を見出していた。ヘルシンキ・プロセスの中に軍縮問題や軍備管理の問題を組み込めば、ソ連側にもヘルシンキ・プロ

セスの継続による利得は十分に計算できたからである。こうした双方の異なる立場を反映してマドリード会議は早くも準備会議の段階で、議題と日程をめぐって9週間対立した。人権問題を中心に検証を主張する米国に対して、第二のベオグラード会議を回避しようとするソ連側は人権問題の検証のための時間配分をなるべく少なくしようとし、同時に軍事的デタントに議題の重心を移行させようとした。本会議における軍事関連の提案は、CBMsのみに関する提案から軍縮を中心にしたユーゴ提案のようなものまで多様であった。⁶⁵⁾その結果マドリード会議は、最終文書において「信頼と安全保障の強化と軍縮の実現のために、新たに効果的かつ具体的方策」をとるための多国間プロセスを進展させることを決定し、その第一段階として信頼醸成措置と軍縮に関する専門家会議を84年1月からストックホルムにおいて開催することを決定した。永年、軍事的デタントに関心を寄せ、ヘルシンキ・プロセスにおいてはそれまで受け身の立場に立たされていたソ連にとって、ストックホルム会議の開催の取り決めはマドリード会議の「最大の成果」⁶⁶⁾であった。

84年1月からストックホルムで開始された「欧州における信頼と安全の醸成措置及び軍縮に関する会議」は、米ソ中距離核戦略(INF)交渉の決裂後の緊張下で開かれただけに、東西間の軍事交渉の唯一のチャネルとして注目された。しかし、この会議にかける東西両陣営の立場の相違は明らかであった。東側は、核兵器の先制不行使や相互に軍事力の不行使、中欧非核地帯の宣言、あるいは化学兵器の使用禁止といった政治的取り決めを検討することを期待していた。西側はこうした「宣伝的」ソ連提案を、具体的、特定の、かつ検証可能なCBMsを目指すことに合意したヘルシンキ宣言の趣旨に反するものとして反発する⁶⁷⁾とともに、ヘルシンキ宣言におけるCBMs規定のより厳密化と義務規定の拡大を目指し、兵力6,000人以上の軍事移動に関して45日以前の通告の義務化とともにオブザーバー招請の義務化を提案し、さらには軍隊編成や指揮系統などの情報交換に関しても提案した。こうした西側提案は、東側からすれば「社会主義諸国の軍隊の構造と行動を暴露すること」にある⁶⁸⁾との不信任をよんだ。会議にかける双方の期待の相違や不信任を反映し、双方対立したままほとんど譲らなかった。会議開始後ほとんど一年を経過した84年12月に作業部会が設置され、参加国が様々

な提案を検討するための手続きに合意したのを契機に CBMs に関する具体的交渉が開始された。双方は、86年夏までに西側の厳しい措置と東側の緩やかな措置の妥協点をめぐって交渉を重ね、2年9カ月の交渉の末ついに合意に達した。

ストックホルム合意はソ連側が主張してきた武力不行使に関する宣言を含む点でソ連側にとってはひとつの成果であったが、それ以上にこの合意とりわけその CBMs 規定は国際政治上重要な意義をもつ。ヘルシンキ宣言に比べ義務規定は拡充され、また新たな措置も追加された。事前通告に関する規定では、ヘルシンキ宣言では兵力25,000人以上の軍事演習が対象であったものが兵力13,000人以上もしくは戦車300両を含む軍事行動（演習を含む）へ、また通告期間も21日以上から42日以上へと拡充された。そして新たに、17,000人以上の軍事行動へのオペザーバーの招待の義務化、地上・空中からの軍事査察と検証の請求権、通告対象となる軍事行動計画に関する年次通告の義務化に関しても合意に達した。ストックホルム合意は、これまで東西間では実現しなかった軍事査察・検証に関する合意をみた点でも記念すべき合意であり、その包括性と意義においては SALT II 以来の大きな軍事的合意であった。合意を可能にしたのは、双方の側の軍事的デタントへの高い関心であったが、同時に CBMs に対して不信感の強かったソ連側がこの合意に関して高い評価を与えているのは特筆すべきであろう。ストックホルム合意の翌日、ソ連は同合意を軍事的領域における制限措置の拡大により欧州安保の政治的側面が強化されたものとして高く評価した。⁶⁹⁾ さらに、ゴルバチョフも同合意に関する声明文の中で、この合意を評して「良識の勝利」と称えるとともに、「国際政治における新たな思想の芽生え」と高く評価した。⁷⁰⁾ ソ連側のストックホルム交渉における譲歩とこの合意への高い評価は、ゴルバチョフ政権になってソ連側の軍事政策が変化したことを示唆するとともにヘルシンキ・プロセスのなかに軍事問題が次第に確固たる地位を占めつつあることへの評価でもあろう。人権問題中心のヘルシンキ・プロセスでは常に不利な立場に立たされるソ連にとって、念願の軍縮問題がこのプロセスの主要議題となれば、取り引きをめぐるソ連側の交渉カードが増えるとともに、また西側が同プロセスを西側人権論や社会主義体制の批判のために国際世論喚起の場として利用したように、ソ連側も同プロセスを平和戦略の展開の上で格好の場として活用できるからであ

る。

おわりに

これまで見てきたように、ヘルシンキ・プロセスは対立から次第に協力を目指す複雑なプロセスへと発展しつつある。専門家会議の開催数は検証会議ごとに増加し、その議題はますます専門化かつ具体化し、また欧州の安全保障の基礎をなす人権遵守の基準作りや CBMs の基準作りに一定の成果がみられる。思想や体制の相違を越えて、検証会議のたびに35ヶ国の外相が一堂に会し、欧州の安全保障問題を検討するようになったのも、ヘルシンキ・プロセスの成果のひとつである。本稿ではヘルシンキ宣言の履行状況は考察の対象とはしなかったが、第2バスケットに基づく経済関係の強化や文化交流の分野では確実な成果をあげている。このプロセスは東西間の交渉と協力のための制度化に向けて確かな進展を見せている。

通常の国際機構とは異なるこのプロセスの存続基盤は脆弱である。規約ももたず、ただその継続が検証会議毎に検討され決定されるという点で、その時の政治的雰囲気にかきまわられがちである。しかし70年代末からの東西間の再度の緊張にもかかわらずこのプロセスが予想外の発展を見せたのは、目標は異なるにせよ参加35カ国がこのプロセスの継続発展にそれぞれ独自の意義を見出し出しているからにはほかならない。ヘルシンキ宣言によって人権問題は国際関係を規定する一要因としての正当なる地位を占めるに至るとともに、人権尊重のための共通基準が生まれたが、西側にとればまさしくこのプロセスのお陰で社会主義諸国の人権問題を国際会議の場で検討することが可能になったのであり、もしこのプロセスが跡絶えるようなことにでもなれば東側の人権侵害を批判し、また体制変革のための圧力をかける正当な論拠がなくなる。東側にしてみれば、東西間の経済協力の着実な発展は同プロセスの成果であり、何よりもこのプロセスが継続する限り再度国境問題や「現状」否定による国際紛争の再燃には歯止めがかけられる。また、非同盟・中立諸国にすれば、全会一致のこの多国間プロセスこそ、これらの諸国が欧州の安全保障問題に恒常的に関われる制度的枠組を保障してくれるものである。更に、覇権主義を嫌い米ソ両超大国からの自立化をはかろうとする国にとっ

でも、このプロセスは有意義である。このプロセスはこれらの国に一定の行動の自由を保障してくれるからである。

実はこうした参加国の思惑や利害の錯綜こそ存続基盤の不安定なヘルシンキ・プロセスを継続させる原動力であるといえよう。単一イシューを巡る通常の国際会議に比べ、複数のイシューが単一のプロセスにおいて検討されるからこそ、利害対立がもたらす「取り引き」が成立し協力が可能となるからである。その意味で自由権主体の人権問題から社会的・経済的権利をも対象とする人権問題での協力の領域の拡大や CBMs から軍縮・軍備管理問題へと協力領域の拡大傾向は、今日東西関係が硬直しているだけにヘルシンキ・プロセスのより実質化において、さらには欧州安全保障問題解決への明るい兆しであるといえよう。

注

- 1) John J. Maresca, *To Helsinki: The Conference on Security and Cooperation in Europe, 1973–1975*, Durham, NC, 1985, p. xii. CSCE は議事録を残さず、しかも非公開の会議であるために、会議の進行を知る上で会議への参加者の手による手記や回顧録が重要な役割を果たす。マレスカは米国代表団のひとりで、上述の彼の著作は現在入手可能な数少ない回顧録のひとつである。
- 2) *Ibid.*, p. 3.
- 3) Ф.Г. Зуев, *Социалистическое содружество и разрядка в Европе*, Москва, 1984, с. 96. ここでズーエフによれば「欧州の現状」とは、「国際法的にはポツダム協定の承認」であり、「政治的には戦後生じた現実の承認」である。ポツダム協定は、ポーランド西部国境線を暫定的にオーデル・ナイセ線とし、その最終的確定を後の講和会議まで保留するとしており、ソ連側が目指した「ポツダム協定の承認」とはポーランド西部国境線の西側による承認を意味する。他方、「戦後生じた政治的現実」とは「ふたつのドイツ」、とりわけ東側からすれば東独の国家的承認である。ズーエフは、具体的には「現状」を、両独の国家的承認、西ベルリン問題の解決、欧州諸国の国境線、とりわけ両独間の国境線、ポーランドと東独間の国境線の最終的承認、両独政府の核兵器取得の禁止、西独によるミュンヘン協定の完全なる廃棄、をあげている。
- 4) Л.И. Брежнев, *Ленинским курсом*, Москва, 1970, Т.1, с. 255.
- 5) *Организация Варшавского Договора 1955–1975: Документы материалы*, Москва, 1975, с. 81–97.
- 6) *Организация Варшавского Договора 1955–1975*, с. 113.
- 7) *NATO Final Communiqués 1949–1974*, Brussels, nd, p. 113.

- 8) Зуев, Социалистическое содружество и разрядка в Европе, с. 207.
- 9) Организация Варшавского Договора 1955–1975, с. 117.
- 10) Правда, 1969, 5 декабря.
- 11) *NATO Final Communiqués 1949–1974*, p. 229–232.
- 12) *Ibid.*, p. 231.
- 13) *Ibid.*, p. 236.
- 14) Организация Варшавского Договора 1955–1975, с. 125–127.
- 15) Брежнев, Лениским курсом, Москва, 1972, т.3, с. 220.
- 16) История международных отношений и внешней политики СССР, 1968–1978, Москва, 1979, с. 122.
- 17) Организация Варшавского Договора 1955–1975, с. 154–155.
- 18) *NATO Final Communiqués 1949–1974*, pp. 276–279.
- 19) Зуев Социалистическое содружество и разрядка в Европе, с. 274.
- 20) Конституционные основы внешней политики СССР и международное право, Москва, 1985, с. 143.
- 21) 東西経済関係における政治支配に関しては、詳しくは以下参照, F.D. Holzman and R. Legvold, “The Economics and Politics of East-West Relations,” in *International Organizations*, Vol. 29, No. 1, Winter, 1975.
- 22) CSCE に託した東側の経済目標に関しては、参照, Z. Fallenbuchl, “Economic Questions”, in Robert Spencer, ed., *Canada and the Conference on Security and Co-operation in Europe*, Toronto, 1984.
- 23) 参照, R. Bresnick, “The Setting: The Congress and East-West Commercial Relations,” in R. Bresnick, G. Holliday, and J. Hardt, eds., *Issues in East-West Commercial Relations*, Washington, DC., 1979. 及び, M. Goldman and R. Vernon, “Economic Relations,” in Joseph S. Nye, ed., *The Making of America's Soviet Policy*, New York, 1985.
- 24) Зуев, Социалистическое содружество и разрядка в Европе, с. 219.
- 25) 小委員会は以下の議題別に構成された。第一委員会 ①安全保障と国家間関係の諸原則, ②信頼醸成措置, 第二委員会 ①貿易, ②経済協力, ③科学・技術, ④環境保護, ⑤経済のその他の領域の協力, 第三委員会 ①文化, ②人的接触, ③情報, ④教育
- 26) Внешняя политика Советского Союза, Москва 1985, с. 281; Во имя мира—Международно—правовые проблемы европейской безопасности, Москва, 1977, с. 9.
- 27) 準備会議の段階で、西側は審議事項に関しては全会一致の原則を、手続き事項においては多数決の原則を主張したが、東側及び小国はすべてにおいて全会一致の原則を主張した。最終勧告案に従い、CSCE はすべてにおいて全会一致の原則を採用し、以後ヘルシンキ・プロセスにおいてもこの原則が引き継がれている。この結果、小国の意

見が尊重されるとともに、全会一致の獲得のために舞台裏での説得や圧力行使が大きな役割を果たしている。

- 28) Jeanne K. Laux, "Human Contacts, Information, Culture, and Education", in Spencer, ed., *Canada and the Conference on Security and Co-operation in Europe*, p. 258.
- 29) Зуев, Социалистическое содружество и разрядка в Европе, с. 282.
- 30) Там же, с. 268–270, 281; История международных отношений и внешней политики СССР, 1968–1978, С. 128.
- 31) Зуев, Социалистическое содружество и разрядка в Европе, с. 281.
- 32) Maresca, *To Helsinki*, p. 43.
- 33) マレスカによれば、73年8–9月にソ連及び東欧の代表団がジュネーブに到着した際、かれらは73年末には CSCE を終結させることを口にしていた。 *Ibid.*, p. 54. 西側代表団の間では「ソ連が急いでいることはよく知られていた」。それゆえに、西側代表団は「議事が暗礁に乗り上げたとき最も譲歩が得やすい」と考え、交渉の引き延ばし戦術をとった。 *Ibid.*, p. 43.
- 34) CSCE 交渉過程は基本的には東西間係が支配的であったが、その交渉過程は必ずしも両陣営間の対立・交渉であったわけではない。参加国の行動・集団化類型は、NATO, WTO, および非同盟・中立諸国 (NNA=ユーゴ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、スイス等) の三つに分類できるが、議題によってグループ間で離合集散がみられた。一番結束が堅かった WTO グループでも、第一委員会において自主外交を目指すルーマニアは NNA グループと組んで公然とソ連と対立したし、経済交流を扱った第二委員会では、ハンガリーは他の WTO 諸国とは一線を画した。また興味深いことには、NNA 諸国会議の進展とともに集団化していった。通常東西間交渉では最も無力であるこれらの諸国は CSCE 枠内での軍事問題の検討の拡充や、後述するように CSCE の検証プロセスの発展を目指して他のグループに積極的に働きかけた。
- 35) Во имя мира–Международно–правовые проблемы европейской безопасности, с. 55.
- 36) Там же, с. 66; В.И.Менжинский, "Принципы мира, безопасности и сотрудничества," Советское государство и право, августа, 1985, с. 90.
- 37) なかには「平和的変更」の可能性すら否定する見解もある。たとえば、ソ連共産党機関紙『コムニスト』のサバーキン論文によれば、ヘルシンキ宣言によって戦後ソ連と社会主義諸国が長きにわたって主張してきた要求、すなわち「第二次世界大戦の政治的結果」が参加国全員によって承認された。「この宣言が欧州における正常な関係の発展の為に本質的に重要な意義は、同宣言が確認したところの現在もまた将来に渡ってもいかなる国境侵害の企ても控え、またすべての参加国は領土の部分的あるいは全面的奪取を目指すいかなる要求も行動も控えるという国境線の不可侵にある。換言す

れば、ヘルシンキ宣言に基づき、もはや単に武力による国境侵害の企てのみならず、いわゆる『平和的』領土変更の要求も許されないのである。」В. Собакин, “Когда взят важный рубеж,” Коммунист1975, No. 17, с. 106

- 38) История международных отношений и внешней политики СССР, 1968–1978, с. 131.
- 39) КПСС в резолюциях и решениях Съездов конференций и пленумов ЦК, Москва, 1978, Т. 12, с. 30–34.
- 40) Материалы XXV съездов КПСС, Москва, 1976. с. 18.
- 41) Межинский, “Принципы мира, безопасности и сотрудничества,” с. 88.
- 42) I.I. Kavass, J.P. Granier, and M.F. Dominick, eds., *Human Rights, European Politics, and the Helsinki Accord: The Documentary Evolution of the Conference on Security and Cooperation in Europe, 1973–1975*, Buffalo, 1981, Vol. 6, p. 45.
- 43) 参照, Max M. Kampelman, *Three Years at the East-West Divide*, New York, 1983, p. xvii, 89; Max M. Kampelman, “Can We Negotiate with the Russians?,” in *Encounter, March*, 1985, p. 28.
- 44) Организация Варшавского Договора 1955–1975, с. 152.
- 45) この点で、ソ連の立場と東欧諸国の立場の間には微妙な違いがあった。ソ連は CSCE 検証問題に関しては否定的になっていったのに対し、東欧諸国は CSCE 開催中の非公式な会話では検証問題には好意的立場をとっていた。それは、多国間プロセスの継続は、ソ連ブロック内における東欧諸国の多少の行動の自由の確保や、西側との接触の機会の増加を約束するものと判断されたからであろう。参照, Maresca, *To Helsinki*, p. 202; Harold S. Russel, “The Helsinki Declaration: Brobdingnag or Lilliput?,” in *American Journal of International Law*, Vol. 70, No. 2, April, 1976, p. 246.
- 46) 参照, Maresca, *To Helsinki*, pp. 202–203.
- 47) H. Gordon Skilling, “The Beldgrade Follow-up,” in Spencer, ed., *Canada and the Conference on Security and Co-operation in Europe*, pp. 284.
- 48) 米国の慎重な態度の背景には、当時米国国内において CSCE が不評であったことも作用している。「東欧をソ連に売りわたす」ものとして、あるいは「西側の敗北」として CSCE 批判が根強かったため、米国政府は当時マスコミ対策において CSCE をなるだけ過小評価することに努めた (CSCE は非公開の会議である。CSCE 関連の情報をマスコミに積極的に流している今日の米国政府の方針とは対照的である)。それとともに、米ソ間のデタントは、CSCE とは別枠で二国間関係で進展しており、米国政府は CSCE を対ソ譲歩とみなしていたため、CSCE 交渉の当初、米国は西側の引き延ばし戦術にいらだちさえした。しかし、米国の CSCE における役割は、74年末から国内の人権問題への関心の高まりも反映して積極化する。参照, Russel, “The Helsinki Declaration: Brobdingnag or Lilliput?,” p. 242; Maresca, *To Helsinki*, p. xi-xii;

- Bennett Kovrig, "European Security in East-West Relations: History of Diplomatic Encounter," in Spencer, ed., *Canada and the Conference on Security and Cooperation in Europe*, pp. 15–16; Kalevi Holsti, "Who Got What and How: the Negotiations in Retrospect," *Ibid.*,
- 49) 参照, 拙稿, 「デタントとソ連人権外交」, 日本国際政治学会編, 『国際政治』, 第81号, 1986年3月, pp. 125–126.
- 50) U.S. Congress, House of Representatives, *Implementation of the Final Act of the Conference on Security and Cooperation in Europe: Findings and Recommendations Two Years after Helsinki*, report transmitted to the Commission International Relations by the Commission on Security and Cooperation in Europe, Washington, DC., 1977, p. 15.
- 51) *Presidential Documents*, Vol. 16, No. 31, August 1980, p. 1434.
- 52) Maresca, *To Helsinki*, p. 155.
- 53) マドリード会議への米国代表キャンベルマンが指摘しているように, 米国は「全体主義体制」の変革のために「国際的政治過程」である CSCE を利用している (参照, Kampelman, "Can We Negotiate with the Russians?," in *Encounter*, February, 1985, pp. 9–11.)。こうした傾向は, カーターの人権外交に比べ, レーガン政権のもとでますます顕著になってきた。レーガン政権もソ連の民主化と人権の尊重を対ソ外交の柱に据えているが, それはカーター人権外交以上にソ連の体制変革という政治的目的に裏打ちされたものである。レーガン政権による民主化か, さもなければ対立という二者択一的姿勢は, 軍縮問題とりわけ SDI 問題とソ連の人権問題のリンケージ戦略に如実に反映している。
- 54) 参照, Брежнев, Ленинским курсом, 1978, т. 6, с. 338–339; В.И. Гантман, Разрядка международной напряженности и идеологическая борьба, Москва, 1981, с. 151–156; В.М. Чхиквадзе, "Права человека и идеологическая борьба," Советское государство и право, 1977, No. 4, с. 100–108.
- 55) ヘルシンキ・プロセスにおいて CBMs が具体的に何を目標しているのかについては様々な解釈がある。軍備管理の代わりをなすものとの見方, あるいは軍備管理を補うものとの見方, あるいは軍備管理への導入的役割との見方, 更には後者二つを合体したものとの見方等々。詳しくは, 参照, Aurel Braun, "Confidence Building Measures, Security, and Disarmament," in Spencer, ed., *Canada and the Conference on Security and Co-operation in Europe*, p. 204–208. 尚, CBMs という用語はマドリード会議あたりから信頼と安全の醸成措置 (Confidence- and Security-Building Measures = CSBMs) と併用されるようになった。本稿では, 便宜上 CBMs で一貫することにする。
- 56) Kavass, Granier, and Dominick, eds., *Human Rights, European Politics, and the Hel-*

sinki Accord, Vol. 3, p. 293 (ソ連案), p. 328 (英国案).

- 57) 75年8月より84年1月までの間、自発的事前通告が奨励されている小規模軍事演習を含めて事前通告がなされた軍事演習は90件以上にのぼるが、通告義務のある25,000人以上の大規模な軍事演習に関する事前通告は、WTO側の1回の例外を除きすべて実施された。大規模軍事演習に関する事前通告回数は以下の通りである。(カッコ内の数字は小規模な軍事演習に関する自発事前通告回数)。NATO-27 (30), WTO-18 (5), NNA-7 (8)。また大規模軍事演習におけるオブザーバー招待件数は以下の通りである。NATO-22, WTO-18, NNA-7。参照, *The Helsinki Process and East and West Relations: Progress in Perspective*, report, compiled by the Staff of the Commission on Security and Cooperation in Europe, on the Positive Aspects of the Implementation of the Helsinki Final Act 1975-1985, Washington, D.C., March 1985.
- 58) КПСС в резолюциях и решениях съездов конференций и пленумов ЦК, Т. 12, с. 30-34.
- 59) Там же, с. 107.
- 60) Правда, 1976, 28 ноября.
- 61) Внешняя политика Советского Союза, с. 286.
- 62) *NATO Final communiqués, 1975-1980*, Brussels, nd., p. 126.
- 63) Брежнев, Ленинским курсом, 1981, Т. 8. с. 397.
- 64) 但し、この点で米国は西欧諸国とは立場を異にしていた。ヘルシンキ宣言5周年記念での演説(80年7月29日)で、カーター大統領はマドリード会議がCBMsの検討の場となることには反対ではないが、「軍備管理の検討の場となるべきではない」と述べているように、ヘルシンキ・プロセスを人権問題での協力と検証の場としようとしていた米国は同プロセスが軍備管理問題や軍縮問題の検討の場になることには反対であった。
- 65) H. Gordon Skilling, "CSCE in Madrid", in *Problems of Communism*, July-August, 1981, pp. 12-13.
- 66) Менжинский, "Принципы мира, безопасности и сотрудничества," с. 98.
- 67) Commission on Security and Cooperation in Europe, *Congress of the United States, Activity Report 98th Congress*, p. 7.
- 68) Внешняя политика Советского Союза, с. 288-289.
- 69) Правда, 1986, 23 сентября.
- 70) Там же, 1986, 25 сентября.